

1 施設名称:5号ボイラー

(1) 処分した廃棄物の各月ごとの種類および数量【規則第12条の7の2第1項イ】

	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
汚泥	t/月	7,719	7,035	10,086	9,019	9,017	8,667	3,888	5,964	10,579	8,346	8,919	9,841	99,080
木くず	t/月													0
紙くず	t/月													0
廃プラ	t/月	330	207	324	423	299	354	160	127	250	284	266	377	3,400
その他	t/月	221	33	205	432	291	390	144	67	373	336	381	441	3,315
合計	t/月	8,270	7,275	10,615	9,874	9,607	9,411	4,192	6,158	11,201	8,966	9,565	10,659	105,795

(2) 燃焼ガス及び排ガス分析の実施状況【規則第12条の7の2第1項ロ】

	燃焼ガス温度	集塵器流入ガス温度	廃ガス中一酸化炭素濃度
測定位置	炉内出口	集塵機入口	煙突
測定日	連続測定	連続測定	連続測定
測定結果	連続測定	連続測定	連続測定

※ 焼却温度、集じん器入口温度、一酸化炭素濃度については連続測定をしておりますので、詳細情報をお知りになりたい方は事業所にてご覧いただく事が可能です。

(3) 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじん除去の実施状況【規則第12条の7の2第1項ハ】

設備(場所)	煙突下部ばいじん除去	B/F下1室~3室下部・低温A/H下部・ボイラー下ロータリーバルブ内部ばいじん除去	煙突下部ばいじん除去	B/F下1室~3室下部・低温A/H下部・ボイラー下ロータリーバルブ内部ばいじん除去
除去した日	5月13日	5月13日	10月26日	10月26日

(3) 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度(1回/年以上)、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物)(1回/6か月以上)【規則第12条の7の2第1項ニ】

ばい煙 (測定位置: 煙突入口)	排ガス採取日		4/27	5/27	6/4	7/8	8/10	9/11	10/9	11/25	12/18	1/8	2/13	3/12
	結果の得られた日		5/8	6/4	6/13	7/18	8/20	9/26	10/17	12/3	12/24	1/16	2/18	3/27
基準値		単位	測定結果											
硫黄酸化物	130以下	ppm	定量下限値未 満0.240	定量下限値未 満0.340	定量下限値未 満0.00	定量下限値未 満0.00334	2.160	定量下限値未 満0.350	定量下限値未 満0.354	定量下限値未 満0.0834	定量下限値未 満0.0767	定量下限値未 満0.507	定量下限値未 満0.0234	定量下限値未 満0.00372
ばいじん	0.08以下	g/Nm3	0.00265	0.00125	0.00278	0.00249	0.00326	0.0035	0.0014	0.0012	0.0023	0.0028	0.0034	0.0051
窒素酸化物	225以下	ppm	112	121	135	117	124	62	85.8	116	103	120	107	129
塩化水素	700以下	mg/Nm3	1.48	17.4	0.467	3.38	9.53	4.23	1.43	定量下限値未 満0.978	定量下限値未 満0.936	9.59	3.07	1.36

ダイオキシン類 (測定位置: 煙突入口)	排ガス採取日						7/12							
	結果の得られた日						9/3							
	基準値	単位	測定結果											
0.1以下	ng-TEQ/Nm3						0.00074							